転入学志願者の取り扱いに関する内規

制定 昭和57年 4月 1日 最終改定 平成21年 4月 1日

- 第1条 この内規は、本学への転入学を志願してきた場合の取り扱いについて定めるものとする。
- 第2条 学則第13条の規程に基づき、転入学願(様式第1号)が申請された場合、当該 学科の教育に支障がないと教授会が認めた場合はこれを受理する。
- 第3条 前条における申請内容は、入試委員会において審議する。
- 第4条 志願者の在学する大学における履修科目及び単位を承合し、本学のカリキュラムと照らし合わせ、当該年に履修でき、かつ学則第31条の条件を満たし得ると認められる者に限る。
- 第5条 前条の条件を満たした場合は、転入学試験(面接を含む)を行う。
- 第6条 転入学試験の合否は、教授会において決定する。
- 第7条 入学に必要な事項は、学則の定めるところに寄る。

附則

この内規は、昭和57年4月1日から施行する。

附則

この内規は、平成12年4月1日から施行する。

附則

この内規は、平成21年4月1日から施行する。

岐阜市立女子短期大学長 様

在学している大学、学部、学科名

同上在学期間

転 入 学 願

平成 年 月 日

	住所	
	在学大学、学部、学科名	
	氏 名	印
	保証人氏名	印
私は、下記の理由により貴学に転入学いたしたいので、許可くださるよう 保証人連署の上お願いします。		
	記	
理由		
希望する学科		
転入学希望期日		
144/八丁川 王冽 日		